

# 「予土まち散走」広報・魅力発信委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

宇和島市から広見川流域を中心とした地域（愛称：予土まち 以下「予土まち」という。）については、雄大な自然と美しい里山の風景が広がっているサイクリングの適地であることから、「サイクリング重点戦略エリア」に設定されているものの、その観光資源をうまく活用できていない状況にあります。

そのため、新たなサイクリングの楽しみ方である「散走」と予土まちの多彩な観光資源を組み合わせた新たな観光コンテンツである「予土まち散走」のブランド定着を図るべく、「予土まち散走」広報・魅力発信事業を実施することとしました。

この要領は、本事業に係る企画提案を募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

## 1 委託業務の内容等

### (1) 委託業務名

「予土まち散走」広報・魅力発信委託業務

### (2) 委託業務の内容

別紙「委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月25日まで

### (4) 委託上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 企画提案者の参加資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- ①愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）があり、緊急を要する事案等に際し、原則として、同日中に愛媛県南予地方局に担当者を派遣することが可能であること。
- ②愛媛県の令和5～7年度競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- ⑤銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑥会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

## 3 提出書類及び留意事項等

### (1) 企画提案の参加申込

下記資料を各1部提出すること。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 企業概要（様式任意）

### (2) 企画提案書の提出

下記資料①を1部、資料②及び③を各6部提出すること。

- ① 企画提案書の提出書（様式第3号）
- ② 企画提案書（様式任意：A4両面印刷）
  - ・業務内容を十分に理解したうえで作成すること。
  - ・事業全体のスケジュール表及び体制図を添付すること。（様式任意）

- ・仕様書6 事業内容 に記載されている項目を網羅すること。
- ・企画提案書は、表紙と目次を除き 15 ページ以内でまとめること（事業全体のスケジュール表、体制図及び見積書を含む）。
- ・当該事業の実施にあたり、工夫すべき事項や不足する事項、提案者において独自かつ有意義な方策を盛り込んで提案すること。

③ 見積書（様式任意：A4）

- ・積算内容及び提案内容に必要な一切の経費を見積ること。
- ・仕様書に記載している必須事項以外(独自の提案)の経費は、その旨を見積書に明記すること。
- ・仕様書6(1) SNS の運用 の経費については、透明性を確保及び費用対効果の明確化を図るため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積ること。
- ・経費の内訳を可能な範囲で記載すること。
- ・見積額は、各経費の合計額に消費税及び地方消費税を加えた金額（税率 10%）とすること。
- ・見積りの内容について資料提供を求めることがあるので、その際は遅滞なく提出すること。

(3) 留意事項等

- ・上記(1)の参加申込書提出後、本企画提案への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号）を提出すること。
- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合（業務の一部を再委託する場合を含む）には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の再提出は、下記4(3)の提出期限内に限り認めるが、部分的な差替えは認めない。なお、愛媛県から、書類の不足、不備の補完、内容確認のほか、必要と認める場合は追加資料を求める場合がある。
- ・提出された企画提案書は、再提出の場合を除き返却しない。また、同提案書は業務予定者の選定以外の目的では使用しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。
- ・下記4(3)の提出期限内に提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(4) 質問及び回答

- ・質問がある場合は、質問書（様式第5号）を電子メールにより、下記4(3)の期限内必着で提出すること。また、メール送信後、下記4(2)の提出先に電話により着信確認を行うこと。  
〔送信先〕 下記4(2)のメールアドレス  
〔件名〕 「予土まち散走」 広報・魅力発信委託業務 質問書
- ・質問に対する回答は、参加申込者全員に対し参加申込書に記載されたメールアドレスに、電子メールで回答するが、質問又は回答の内容が、質問者の企画提案内容に関する個別具体的なものである場合は、質問者にのみ回答する。
- ・審査基準、積算基準、提案書提出状況など他の参加申込者に関すること及び下記4(3)の提出期限後の質問など、公平性の確保並びに公正な選考を妨げる恐れがある質問については、いかなる理由があっても回答しない。

## 4 企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法

- ・持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は受け付けない。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ）とし、(2)の書類提出先まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の執務時間中に必着とする。
- ・電子メールでの受付となる質問書の提出にあつては、当該メールの送信時刻をもって判断する。

(2) 書類提出先

〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号  
 愛媛県南予地方局 地域産業振興部 地域政策課 企画調整係  
 TEL：0895-28-6143 FAX：0895-25-3724  
 電子メール：送付先アドレス(To) [nan-seisaku@pref.ehime.lg.jp](mailto:nan-seisaku@pref.ehime.lg.jp)  
 送付先アドレス(Cc) [kawaguchi-masanobu@pref.ehime.lg.jp](mailto:kawaguchi-masanobu@pref.ehime.lg.jp)  
[tokumoto-miyu@pref.ehime.lg.jp](mailto:tokumoto-miyu@pref.ehime.lg.jp)

(3) 提出期限

企画提案の参加申込 令和6年4月26日(金)午後5時15分  
 質問書の提出 令和6年5月10日(金)午後5時15分(メール送信時刻)  
 企画提案書の提出 令和6年5月20日(月)午後5時15分

5 審査

(1) 審査会の設置

委託候補者選定のため、審査会を開催する。

(2) 日程及び場所(予定)

開催日：令和6年5月下旬

開催場所：愛媛県南予地方局内(愛媛県宇和島市天神町7-1)

※詳細日程等は、開催日の7日前までに参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

(3) 審査の実施

審査会において、提出された提案書により企画提案者からプレゼンテーションを行い、審査を実施する。

なお、審査にあたっては、コンセプト、実施内容など下記(4)の項目について点数評価による総合的な審査を行い、審査会における採用基準を満たした者のうち最も優れた提案を行ったと認められる者を候補者として選定する。

ただし、選定された企画提案については、契約にあたり内容の一部を変更する場合があるものとする。

なお、審査に際しての疑義があった場合は、愛媛県から問い合わせを行うものとする。

(4) 審査における点数配分

以下の審査事項により、企画内容・遂行能力・経済性(見積額)等を総合的に審査するものとする。

項目	内容
コンセプト・テーマ	・本仕様書に定める「予土まち散走」の趣旨及び統一コンセプトを反映した提案になっているか
業務遂行能力	・本事業の進行に有益な知見を有しているか ・事業を効果的に実施できる体制は整っているか ・全体スケジュールについて具体的に記載されており、確実に進行管理できているか
企画・内容等(総括)	・全体を通じ、統一された考え方に基づいた提案がなされているか ・現実的かつ妥当な提案内容となっているか ・予土まち散走の魅力効果を効果的に発信し、ブランド定着につながるものになっているか
企画・内容等(SNSの運用)	・デジタルプロモーションは、ターゲットへのアプローチが適切で、配信目的に応じたコンテンツが提案されているか ・回数や内容等予土まち散走のブランド力強化に係る戦略は熟慮されているか ・プロモーションの費用対効果について、根拠が示されているか
企画・内容等(独自企画)	・提案内容は目的に沿っており、ターゲットに対して予土まち散走の魅力効果を発信するものとなっているか ・企画力が高く、内容が興味深いものかつ実現可能なものであるか

## (5) 結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した者に対して書面等により通知する。

## 6 契約

### (1) 契約の締結

選定審査会の結果、最も優れた提案として評価された候補者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。また、この協議において、提出された企画提案書の内容等を一部変更する場合がある。

なお、協議が整わない場合は、審査会における採用基準を満たした者のうち、次点の提案として評価した者と協議を行う。

### (2) 契約条項等

契約の内容については、別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）に準じるものとする。

### (3) 契約保証金

上記(1)の協議により業務受託が決定した者は、愛媛県会計規則第152条の規定により、契約金額に10分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 7 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外するものとする。

- ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・その他不正な行為があった場合

## 8 その他

- ・本要領に定められた事項に違反した場合、不正な行為が行われた場合は失格とする。
- ・応募者が1者のみの場合であっても、審査会における合計点数が採用基準を満たし、かつ内容が適当と認められれば採用とする。
- ・愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる責任は、すべて提出者が負うものとする。
- ・プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ・企画提案書の著作権は提案者に帰属し、審査会で採用された企画提案書の著作権は、委託契約時点で委託者に帰属するものとする。
- ・委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が当該制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- ・参加申込書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

(参考：企画提案募集スケジュール)

日 付	内 容
4/17	募集開始（ホームページ）
4/26	参加申込み（様式1、2）期限
5/10	質問書（様式5） 提出期限
5/20	企画提案書（様式3） 提出期限
5月下旬	審査会（開催7日前までに、参加者に日時等を通知）・結果通知・契約

↑  
質問受付期間  
(4/17~5/10)  
↓